

令和7年4月

東栄町地域おこし協力隊 募集要項

東栄町では中心産業であった林業の衰退、放置林の増加による土砂災害の危険性や獣害被害の増加が課題となっています。多様性と持続性のある森林づくりに取り組み、森林への関心を生み出します。また、森林資源を活用した商品やサービスを開発することで、ふるさと納税の返礼品を充実させます。

都市地域の意欲ある人材を積極的に受け入れ、課題に対し新しい目線で解決に向けて取り組む「東栄町地域おこし協力隊」を募集します。

1. 活動内容

- 森林資源を活用した商品、サービスを開発し、ふるさと納税の返礼品にする。
- 多様性と持続性のある森林づくりを行う。
 - ・ 森林管理運用体制を構築する。
 - ・ 出資いただくスポンサー企業誘致のため、法人営業を行う。

3年間のロードマップ	
1年目	商品・サービスの開発 イベント出展 放置林の購入 森林管理計画策定 (スポンサー企業の誘致)
2年目	商品・サービスの開発 商品のテストマーケティング、ふるさと納税の返礼品取り扱い開始 イベント出展 森林管理 スポンサー企業の誘致
3年目	商品・サービスの開発 イベント出展 森林管理 スポンサー企業の誘致

任期後は双方合意の上、株式会社 kiyomari で雇用契約を続け、森づくり事業の事業責任者も任せる予定です。

2. 委嘱（活動開始）予定

令和7年7月1日

※希望に沿い、適宜対応します。

3. 任用形態・期間

- (1) 東栄町地域おこし協力隊として町が委嘱します。
- (2) 受け入れ先事業所と協力隊は雇用契約を結びます。
- (3) 東栄町と受け入れ先事業所は協力隊に関する業務委託を結びます。
- (4) 委嘱期間は、1年間とします。なお、地域おこし協力隊の活動実績等を考慮し、1年ごとに町と隊員の合意により、最長で3年間まで委嘱期間を延長できます。

※本町と協力隊は雇用関係がありません。

4. 応募条件

① 応募資格

- (1) 現在、条件不利地域（※1）、を除く三大都市圏内の都市地域（※2）又は政令指定都市、その他都市地域に住民票を有し、採用決定後は東栄町に住民票および生活拠点を移すことが出来る方。

（※1）条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村をいいます。

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 ②山村振興法

③離島振興法 ④半島振興法 ⑤奄美群島振興開発特別措置法

⑥小笠原諸島振興開発特別措置法 ⑦沖縄振興特別措置法

（※2）三大都市圏内の都市地域とは

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域全部

※同一地域において2年以上地域おこし協力隊として活動し、解嘱から1年以内の方は、上記の住民票所在地は問いません。

- (2) 年齢 委嘱日時点で満18歳以上の方
- (3) 性別 問いません。
- (4) 心身ともに健康で、地域住民や地域おこし協力隊、町と協力しながら地域を元気にするために意欲的に活動が出来る方
- (5) 協力隊活動終了後、東栄町において起業・就業して定住する意欲のある方
- (6) 普通自動車免許を所持し、日常的な運転に支障のない方
- (7) パソコンの基本的な操作（エクセル・ワード等）ほか、インターネット環境を活動に利用できる方（活用する意欲のある方可）
- (8) 地域おこし協力隊の活動や東栄町の魅力を発信できる方
- (9) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方
地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者とは、以下の者をいいます。
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第六十条から六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

② 求める人物像

下記のような方を積極的に採用したいと考えています。

- (1) 商品企画開発、生産管理の経験がある方
- (2) 指示がなくても、自ら考え、主体的かつ能動的に行動できる方
- (3) BtoB 営業の経験がある方（あればなお望ましい）

5. 雇用形態

勤務地		愛知県北設楽郡東栄町大字奈根字中在家 90 番地	
労働条件	勤務時間	原則午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（休憩 1 時間）	
	残業の有無	有	
	勤務日	原則 週 5 日	
	休日	週休二日制	
	休暇	年次有給休暇（付与日数は法律に準じる。） 夏季休暇、冬期休暇、その他特別休暇	
	基本給	月額 195,000 円	
	各種手当	時間外勤務手当、休日勤務手当	
	福利厚生	健康保険、雇用保険、労災保険、厚生年金に加入	
受け入れ先の事業概要		名称	株式会社 kiyomari
		主たる事務所	愛知県北設楽郡東栄町大字奈根字中在家 90 番地
		業務内容	森林アロマの製造販売および蒸留体験の提供
サポート体制		受入事業者の代表は協力隊の卒業生です。経験から、陥りやすい悩みや問題に対して先回りして対応し、地域への溶け込み、理解をサポートします。 移住にあたって町営住宅等を紹介し、任期中は活動費から家賃を支払いますので隊員の負担はありません。	

6. 採用人数

1 名

7. 募集期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 5 月 7 日まで

8. 選考方法

書類および面接による審査を行います。

1 次選考：応募用紙を元に書類選考します。選考結果は、応募者全員へ通知します。

2 次選考：面接にて可否を決定します。

令和 7 年 5 月 26 日から令和 7 年 5 月 30 日の間で予定しています。

9. 応募方法

応募用紙【1】、【2】を募集期間内に以下の応募・問い合わせ先まで郵送又は持参してください。

【応募・問い合わせ先】

東栄町総務課企画係

〒449-0292 愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地

電話：0536-76-0501 FAX：0536-76-1725

E-mail：soumu@town.toei.lg.jp